

【保険金の確定申告について】

いつも弊社ニュースレターをご覧いただき、ありがとうございます。

今年も確定申告の時期が近づいてきましたが、この時期、よくご質問を受けるのが、保険の満期金についての取り扱いです。満期を迎えると満期保険金が受け取れる保険がありますが、満期保険金を受け取ると所得税や贈与税の対象になることはご存知でしょうか？（100万円を超える保険金については、支払調書という資料が保険会社から税務署に提出され、申告漏れの場合には、税務署から問い合わせを受けることもあります）。



◆保険契約者と保険金受取人の関係で税金の種類が変わります

満期保険金を受け取った場合に、保険契約者と保険金受取人の関係でかかる税金の種類が変わるので注意が必要です。

①保険契約者＝保険金受取人の場合

保険契約者と保険金受取人が同じで、満期保険金を受け取った場合は、所得税の一時所得という税金がかかります。一時所得は、下記の計算式で、他の所得(給与所得など)と合算して所得税を計算します。

$$\text{一時所得} = (\text{受け取った保険金} - \text{支払った保険料の総額} - \text{特別控除額} 50\text{万円}) \times 1/2$$

実際の例をみてみましょう。

- ・満期で受け取った養老保険金 300万円
- ・支払った保険料の総額 180万円(毎月1万円の保険料を15年間支払)

$$(300\text{万円} - 180\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 35\text{万円が一時所得となります。}$$

ただし、給料については、会社で既に年末調整を既に受けて、給与所得と退職所得以外の所得が20万円以下の場合には、確定申告を不要にすることができますので、その年の所得が、例えば、給与と満期保険金(一時所得)だけの場合、上記の算式の「満期保険金額－支払保険料総額」が90万円以下であれば、確定申告をしなくてもいいこととなります(90万円－50万円)×1/2＝20万円)。

注)「5年以内に満期を迎える一時払い養老保険」は、(保険金－保険料総額)×20%の源泉税を控除され課税関係は終わり、上記のように一時所得として他の所得とは合算しませんので、ご注意ください。

また、満期保険金を年金の形で受取った場合には、「公的年金等以外の雑所得」として、その年に受取った年金から、その年金に対する払込保険料の額を差し引いた金額が所得になります(源泉徴収あり)。

②保険契約者≠保険金受取人の場合

お子さんの将来のために、お子さんを受取人にして、お父さんが契約者として保険料を負担する場合など、保険契約者と保険金受取人が違う場合は、満期保険金の受取時には、上記①の所得税ではなく、贈与税の対象になります。保険契約者(保険料負担者)から受取人に満期保険金が贈与されたとみなされるからです。

贈与税は以下の計算式で計算します。

$$\text{贈与税額} = (\text{満期保険金額} - 110\text{万円(基礎控除)}) \times \text{贈与税の税率}$$

上記①と同じく、例えば、300万円の満期保険金があったとすると、(300万円－110万円)×10%＝19万円となり、保険契約者と保険金受取人が違う場合は、19万円の贈与税がかかることとなります。

この様に同じ満期保険金にかかる税金にもかかわらず、契約形態によって税金が一方では0円、一方では19万円、と差が出てきてしまうのです。満期を迎える時期はもちろん、一度、契約されている保険の証券で、契約形態(契約者、保険受取人は誰?)を確認されてはいかがでしょうか？

くわしくは、弊社担当までお問い合わせください。

(税理士 / 樋口 智勇)